二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十七項中「第百五十七条第二項第一号ニ」を「第百五十七条第二項第一号ホ」に改め、「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ中「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に、「四分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　法第百五十七条第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十五項中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「乗用車」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同号ロ中「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満」に改め、同項に次の一号を加える。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第百五十七条第一項第三号ホ」を「第百五十七条第一項第三号ト」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第百五十七条第一項第三号ニ」を「第百五十七条第一項第三号ヘ」に改め、「バス又は」を削り、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第百五十七条第一項第三号ハ」を「第百五十七条第一項第三号ホ」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　法第百五十七条第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12　法第百五十七条第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

第九条の二十二第二項中「電子証明書（第二十四条の三十九第五項第一号」を「電子証明書（第二十四条の三十九第五項第二号」に改める。

第九条の二十六第一項中「第十条第七項」を「次条第二十項」に改める。

第十条中第十項を第二十二項とし、第九項を削り、同条第八項中「第九条の二十六第一項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第七項中「次項において「光ディスク等」という。）」を削り、同項を同条第二十項とし、同条中第六項を第十九項とし、第五項の次に次の十三項を加える。

6　電子情報処理組織を使用する方法により申請等（総務大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う者は、第三項及び第二十四条の三十九の規定にかかわらず、認定特定電子計算機（機構の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて総務大臣の定める基準に適合するものであることにつき機構の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下この項から第八項までにおいて「特定ファイル」という。）に当該申請等に必要な情報（以下この項から第八項までにおいて「申請等情報」という。）を記録し、かつ、機構に対して、当該特定ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧し、及び機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与することにより、当該申請等を行うことができる。この場合において、当該申請等については、当該特定ファイルに当該申請等情報が記録された時又は当該権限が付与された時のいずれか遅い時に、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申請等情報が記録されたものとして、法第三百十七条の六及び第七百四十七条の二の規定を適用する。

7　前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、総務大臣が定める。

8　第六項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で総務大臣が定める期間保存しなければならない。

9　第六項の認定を受けようとする者（当該認定に係る電子計算機を管理する者に限る。第十五項において同じ。）は、次に掲げる事項を機構に申請しなければならない。

一　当該認定を受けようとする者の氏名（法人にあつては、名称。以下この条において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。同号において同じ。）

二　当該認定に係る電子計算機の名称

三　当該認定に係る電子計算機が第六項の総務大臣の定める基準に適合することを証する事項

四　その他参考となるべき事項